

公告第 612 号

公 告

「個人情報保護管理規程」の一部規定変更について

本年5月31日に「個人情報保護管理規程」の一部規定改正があつたため、その改正に沿うように兵庫トヨタ自動車健康保険組合の規定の一部を下記のとおり変更するものです。

「個人情報保護管理規程の別表1・別表2の削除」

個人情報保護管理規程例の別表は、平成29年度に行った改訂から設けていましたが、個人情報保護法上は、利用目的等については公表を行えば十分であり、必ずしも規程で定める必要はないことから、利用目的の変更手続きを簡便にするために、別表は削除する。

「個人情報保護管理規程の別表以外の改訂」

別表の削除に伴い、別表を規定していた条文を見直しているほか、法律用語に関する修正や一部の条文の簡略化等を行ったもの。

なお、この規程変更はいずれも令和6年8月1日から施行する。

令和6年8月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川高章